

自主防災組織活動事業補助金（訓練） 申請の手順

防災訓練の実施による地域防災力の向上を目的とし、予算の範囲内で補助金を交付します。

1. 補助事業の内容

（1）概要

本補助事業は自主防災組織が主催する防災訓練への補助事業であり、下記事業に対して補助を行うものです。

（2）補助対象組織

富山市長に自主防災組織結成届を提出し、受理されている組織

（3）補助対象事業（補助対象訓練）

- ①初期消火訓練 ②避難誘導訓練 ③図上訓練 ④避難所開設運営訓練
- ⑤救出救命訓練 ⑥防災士による防災講座 ⑦消防局出前講座 ⑧水害対策訓練
- ⑨その他市長が必要と認めるもの

（4）補助対象経費（原則、訓練の中で使用する消耗品費及び講師派遣に係る費用を対象とします）

飲料（訓練に適さないものは除く）、茶菓子、文房具、訓練案内及び資料印刷、ラミネート
訓練用水消火器、防災講座派遣講師の交通費、講師への謝礼、軍手、ブルーシート、土のう
ロープ、段ボール、カッター、ガムテープ、燃料、電池、訓練会場及び防災資材の借用
炊き出し訓練用の材料、傷害保険加入、電気機械部品、その他市長が必要と認めるもの

※下記の場合は、事前に防災対策課へご相談ください。

- ① 飲料と茶菓子（非常食を含む）の合計金額が一人あたり 500 円を超える場合
- ② 講師への謝礼金額が 2,000 円を超える場合

なお、講師が行政機関（国、県、消防局、防災対策課等）の場合、謝礼は不要です

（5）補助率、補助限度額及び補助限度回数

①補助率

「防災訓練に係る補助対象経費」の全部もしくは一部

②補助限度額

防災訓練 1 回につき、上限 1 万円

※補助金の額に 1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てます。

③補助限度回数

1 組織あたり、年度 4 回まで

（裏面あり）

2. 申請手順

(1) 防災訓練実施計画書の提出

防災訓練実施計画書（様式第7号）をご提出ください。

提出期限：訓練実施日の2週間前まで

(2) 事業実施

防災訓練実施計画書に基づき、訓練を実施してください。

(3) 補助金交付申請書の提出

訓練完了後、補助金交付申請書（訓練用）（様式第8号）をご提出ください。

提出期限：訓練実施後1か月以内

※補助金交付申請書（訓練用）（様式第8号）への添付書類

①防災訓練実施報告書（様式第9号）

②防災訓練収支決算書（様式第10号）

③訓練写真（3～4枚） ※訓練を実施している写真をご提出ください

④振込依頼書

⑤委任状 ※債権者と口座名義が異なる場合、ご提出ください

(4) 補助金額の確定・支払い

市で内容を確認後、「交付決定通知兼補助金額確定通知書」を送付し、補助金を指定の口座へ振り込みます。

3. 留意事項

- (1) 「炊き出し訓練」及び「消防局出前講座以外の出前講座」に係る経費については、上記「補助対象訓練」と合わせて実施した場合にのみ、補助対象経費とします。
- (2) 防災士による防災講座については、下記の場合を補助対象とします。
 - (i) 防災対策課に防災講座申込書を提出し、防災講座を実施した場合
 - (ii) 講師が防災士資格を有することが確認できた場合
- (3) 市が主催する防災訓練や消防局が主催する訓練（自主防災組織が主催ではない訓練）等への参加については、本補助事業の対象ではありません。
- (4) 防災訓練の実施に加えて、訓練費に係る物品等が写真で確認できない場合は、補助金を交付できないことがあります。
- (5) 3月に訓練を実施したものについては、補助金交付申請書を原則年度内にご提出ください。
- (6) 複数の自主防災組織が参加する、同一日時・同一場所で実施する防災訓練については、下記の場合は補助対象外となります。
 - (i) 町内単位等の自主防災組織が当補助金の交付を受けた場合、当町内等を含む小学校区及び連合町内会を単位とする自主防災組織からの交付申請。
 - (ii) 小学校区もしくは連合町内会を単位とする自主防災組織が交付を受けた場合、当自主防災組織に含まれる町内単位等の自主防災組織からの交付申請。